令和８年長審第３号

裁　　決

貨物船Ａ防波堤衝突事件

受　審　人　a

職　名　Ａ船長

海技免許　五級海技士（航海）

本件について、令和８年２月１０日その管轄を門司地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官丸田稔出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ａを戒告する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和７年２月２０日０３時１５分僅か過ぎ

長崎県郷ノ浦港

２　船舶の要目

船種船名　貨物船Ａ

総トン数　１９６トン

全　　長　４９．０３メートル

機関の種類　ディーゼル機関

出　　力　５８８キロワット

３　事実の経過

(1)　設備及び性能等

Ａは、平成元年７月に進水した鋼製の船尾船橋型貨物船で、船体前部に旋回式クレーンを設け、操舵室にレーダー、ＧＰＳプロッター、簡易型船舶自動識別装置（ＡＩＳ）、電子海図システム、操舵スタンド、自動操舵装置、遠隔操舵装置、機関遠隔操縦装置等をそれぞれ装備していた。

操縦性能は、船体性能表によると、１０．０ノットの対水速力で前進中、舵中央から左舵２０度を令した際の左旋回における縦距及び横距がいずれも１３０メートル、舵中央から右舵２０度を令した際の右旋回における縦距及び横距がいずれも１３５メートルで、同速力で前進中、全速力後進を令して船体が停止するまでの所要時間が１分２０秒及びその航走距離が２２６メートルであった。

(2)　本件発生に至る経緯

Ａは、ａ受審人ほか４人が乗り組み、郷ノ浦港港奥に所在の造船所での合入渠を終え、空倉のまま、船首０．８０メートル船尾２．４５メートルの喫水をもって、令和７年２月２０日０３時００分同港港奥の公共岸壁を発し、佐賀県唐津港に向かった。

ところで、ａ受審人は、２月１９日の海上試運転の際、主機の不完全燃焼に起因する不具合が生じたことから、同日の出港が取りやめになるとともに、追加工事が必要となり、公共岸壁に出船右舷着けしたのち、翌２０日０２時３０分過ぎまでの間、同工事に立ち会っていた。

ａ受審人は、０．５海里レンジとしたレーダー、１．５海里レンジとしたＧＰＳプロッター及び３海里レンジとした電子海図システム

をそれぞれ作動させ、操舵スタンド後方に立ち、手動操舵として単独の出港操船に当たり、舵及び機関を適宜使用しながら公共岸壁の南方約４００メートルに設置された養殖いかだとの距離を離すため、徐々に船首を南東方に振り始めた。

a受審人は、０３時０８分半僅か過ぎ郷ノ浦港小崎浦南防波堤灯台（以下「小崎浦南防波堤灯台」という。）から０１９度（真方位、以下同じ。）６１０メートルの地点で、船首が１７２度を向いて０.８ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となったとき、機関を半速力前進にかけて増速を開始した。

a受審人は、養殖いかだが右舷正横付近となったところで、前方を一見して右舷船首方近距離に、緑色の閃光を目視し、同閃光以外に他の閃光を見掛けなかったことから、目視した緑色の閃光が西防波堤東端に設置された簡易標識灯のものであると考え、増速を続けながら航行した。

a受審人は、０３時１２分半少し過ぎ小崎浦南防波堤灯台から１０４.５度３００メートルの地点に達し、船首が１８２度を向いて８.２ノットの速力となったとき、船首方の中防波堤まで６８０メートルのところとなり、その後同防波堤に向首接近する状況であったが、離岸時刻が大幅に遅れたことで、当日の午前中に予定していた積荷作業の段取りを組むことに気をとられ、ＧＰＳプロッターを活用して港口を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったので、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、目視した緑色の閃光を右舷方に通過し、０３時１４分少し過ぎ小崎浦南防波堤灯台から１５０度５４０メートルの地点で、増速を終了し、０３時１４分半少し過ぎ小崎浦南防波堤灯台から１５６.５度６５０メートルの地点で、針路を１８０

度に定め、８．７ノットの速力で進行した。

ａ受審人は、中防波堤に向首したまま続航し、０３時１５分僅か過ぎ小崎浦南防波堤灯台から１６１度８００メートルの地点において、Ａは、原針路及び原速力で、中防波堤に衝突した。

当時、天候は曇りで風力２の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

ａ受審人は、乗組員の安否を確かめるとともに、船体への浸水状況を確認し、全て異状を認めず、船舶所有者に衝突の事実を、合入渠を終えた造船所に修理の依頼をそれぞれ電話連絡したのち、自力で航行し、再び公共岸壁に着岸した。

衝突の結果、球状船首に凹損等を、中防波堤は側面に欠損等をそれぞれ生じたが、後にいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、夜間、郷ノ浦港において、出港する際、船位の確認が不十分で、中防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

ａ受審人は、夜間、郷ノ浦港において、出港する場合、防波堤に衝突することのないよう、ＧＰＳプロッターを活用して港口を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、離岸時刻が大幅に遅れたことで、当日の午前中に予定していた積荷作業の段取りを組むことに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、中防波堤に向首接近する状況に気付かず進行して衝突する事態を招き、船体及び中防波堤に損傷を生じさせるに至った。

以上のａ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年９月１６日

長崎地方海難審判所

審 判 官　　永　　木　　俊　　文